

慶沢園入園券に掲載する広告募集要項

民間企業等との協働により本市の財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、大阪市建設局で作成する「慶沢園入園券」に広告枠（1枠）を設け、次のとおり広告を募集します。

1 募集媒体

慶沢園入園券の裏面

2 発行予定部数及び配付場所

発行予定部数：慶沢園入園券 60,000 枚

（参考）

平成28年度 配付実績 約35,000人

平成29年度 配付実績 約39,000人

平成30年度 配付実績 約51,000人

令和元年度 配付実績 約50,000人

令和2年度 配付実績 約17,000人

（無料入園者、大阪周遊パスによる有料入園者には、入園券の配付はありません）

3 配付場所

慶沢園入園ゲート

4 配付期間

令和4年6月から令和5年5月末まで1年程度をかけて配付します。

また、在庫状況により、配付期間以降も使用する可能性があります。

なお、発行予定部数を超えて発行する場合は、配付期間内は同じ広告を掲載することとします。

5 広告掲載サイズ

掲 載 面：慶沢園入園券の裏面

スペース：縦5.5cm×横11cm の範囲内

枠 数：1枠

※大阪市広告掲載要綱及び大阪市公園緑化事業広告掲載要領を遵守してください。

※広告掲載箇所付近に、次の文章を表記します。

「広告に関する一切の責任は広告掲載者に帰属します。また、大阪市が推奨するものではありません。」（文面については変更されることがあります）

6 印刷方法

写植オフセット印刷 フルカラー

7 広告掲載最低募集価格

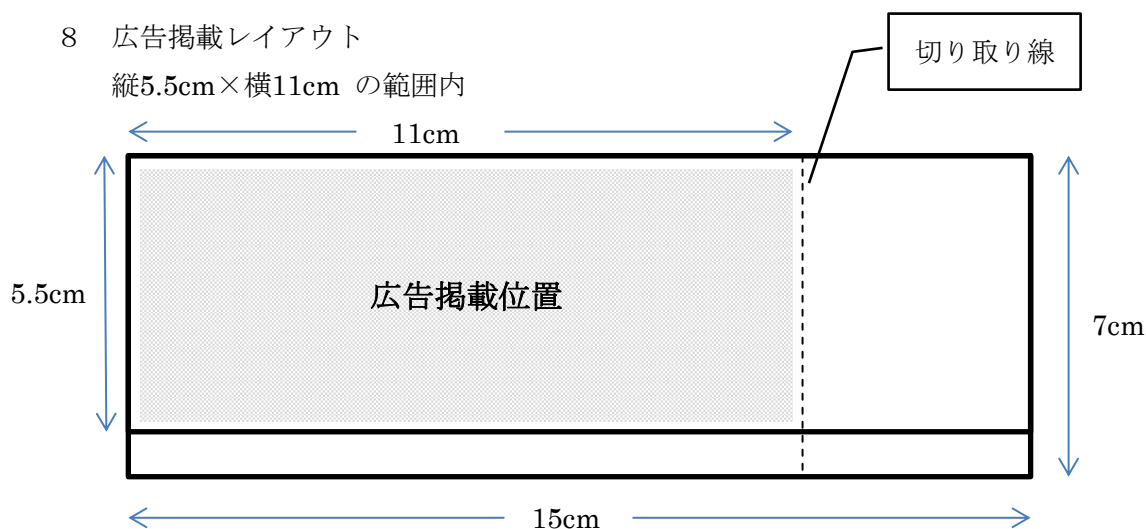
金35,000円(税込)以上

広告料には、制作費(版下・デザイン)を含んでおりません。

完全データにて入稿してください。

8 広告掲載レイアウト

縦5.5cm×横11cmの範囲内



9 広告募集期間

令和4年1月17日(月)から令和4年2月15日(火)まで

10 申込み方法

(1) 提出物

ア 広告原稿(イメージ)

なお、広告主決定後に、別途、完全データ(AIファイル及びPDFファイルで、文字アウトライン化済みのもの)をCD-Rに保存し、出力見本を添付して、令和4年3月23日(水)までに提出してください。

イ 大阪市建設局公園緑化事業広告掲載申込書(以下、「広告掲載申込書」という。)

ホームページからダウンロードして、必要事項をご記入下さい。

(2) 提出方法

ア 広告掲載申込書を持参または送付により提出してください。

イ 持参の場合は、平日(土日祝を除く)の午前9時30分から午後5時まで(午後0時15分から午後1時までを除く)

ウ 送付の場合は、令和4年2月15日(火)必着

(3) 提出先

〒553-0005

大阪市福島区野田1-1-86 中央卸売市場本場業務管理棟6階

大阪市建設局公園緑化部調整課(企画運営担当)あて

電話：06-6469-3823

11 募集要項等に関する質問及び回答

(1) 質問受付期間

令和4年1月17日（月）から令和4年1月27日（木）まで

(2) 質問提出方法

電子メールにより、連絡先を明記の上、質問内容を送付して下さい。【様式不問】

なお、電子メールの件名を「慶沢園入園券に掲載する広告募集要項に関する質問」として下さい。

(3) 質問提出先

大阪市建設局公園緑化部調整課（企画運営担当）あて

Mail：la0149@city.osaka.lg.jp

(4) 回答

期限内に送付された質問に対する回答については、令和4年2月4日（金）（予定）に、ホームページに掲載します。ただし、質問がない場合は掲載しません。

12 広告主の審査基準及び広告主の決定方法等

(1) 広告主の審査基準

広告掲載の応募については、以下の条件を満たす広告主を審査します。

ア 大阪市広告掲載要綱に反しないこと

イ 大阪市建設局公園緑化事業広告掲載要領に定める規制業種又は事業者に該当しないこと

(2) 広告主の決定方法等

ア 広告掲載最低募集価格以上の広告掲載料金を提示した者のうち、最も高い金額を提示した者を広告主候補として、提出された広告掲載申込書について審査を行い、広告主を決定します。

イ 広告掲載料金が同額の場合は厳正なる抽選のうえ広告主を決定します。

ウ 広告主からの広告が、掲載できない広告（「大阪市広告掲載要綱」第4条に規定するもの、及び「大阪市建設局公園緑化事業広告掲載要領」第2条、第3条、第10条に規定するもの）に該当するなどの場合、申込みは無効として、広告掲載料金で次点につけている者を繰り上げて順次広告主候補として審査を行います。

エ 審査の結果、広告掲載の採用もしくは不採用の旨を記載した決定通知書を送付します。

オ 審査の結果、合理的な理由により、広告主からの広告掲載希望の取り下げを認めた場合、広告掲載料金で次点につけている者を繰り上げて順次広告主候補として審査を行います。

13 広告料の納付

広告掲載決定通知書を受け取られたら、同封する納入通知書にて広告掲載料金を納めて下さい。

また、納付された広告料は還付いたしません。

14 公表

広告主として決定したときは、その者の事業者名及び提案価格をホームページに公開します。